

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市臨海部防災区域建築条例の制定に関する専決処分について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第44号）が、令和4年5月20日に公布され、一部の規定が令和4年5月31日に施行される。

これにより、名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市臨海部防災区域建築条例の規定中、緊急に改正を要する次の事項について、専決処分により改正を行う。

1 概要

建築基準法の一部改正（応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする条項が追加されたことによる条項の移動）に伴い、引用している条項に移動が生じたことから、規定を整理する。

<名古屋市建築基準法施行条例>

第17条第34号・第34号の2・第39号の4・第39号の5

<名古屋市臨海部防災区域建築条例>

第11条

2 施行期日

令和4年5月31日から施行する。

・名古屋市建築基準法施行条例（第 17 条）

旧	新
(34) 法第 85 条第 5 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査（以下略）	(34) 法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査（以下略）
(34) の 2 法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査（以下略）	(34) の 2 法第 85 条第 7 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査（以下略）
(39) の 4 法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和の許可の申請に対する審査（以下略）	(39) の 4 法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和の許可の申請に対する審査（以下略）
(39) の 5 法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和の許可の申請に対する審査（以下略）	(39) の 5 法第 87 条の 3 第 7 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和の許可の申請に対する審査（以下略）

・名古屋市臨海部防災区域建築条例（第 11 条第 1 項）

旧	新
法第 85 条第 5 項の規定により、市長が 1 年以内の期間を定めてその建築を許可したものについては、第 7 条から第 9 条までの規定は、適用しない	法第 85 条第 6 項の規定により、市長が 1 年以内の期間を定めてその建築を許可したものについては、第 7 条から第 9 条までの規定は、適用しない